公示送達

いわき都市計画事業豊間震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

平成26年12月22日

いわき都市計画事業
豊間震災復興土地区画整理事業
施行者　いわき市
代表者　いわき市長　清水　敏男

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　所在不明
　氏名　鈴木作太郎

２　従前の宅地
　福島県いわき市平豊間字大作66番地２
　地積　9.06㎡

３　仮換地
　51街区３符号約１㎡

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福島県知事に審査請求をすることができます。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内にいわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記の１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内にいわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表とする者は、いわき市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、仮換地指定通知書及び仮換地指定図は掲載を省略し、福島県いわき市平字梅本21番地のいわき市役所都市復興推進課事務所内で閲覧できます。

公示送達

いわき都市計画事業豊間震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

平成26年12月22日

いわき都市計画事業
豊間震災復興土地区画整理事業
施行者　いわき市
代表者　いわき市長　清水　敏男

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
⑴　住所　東京都世田谷区代田四丁目32番21号
　氏名　大峯富士恵
⑵　住所　所在不明
　氏名　門馬　源十

２　使用し、又は収益することを停止する宅地
⑴　福島県いわき市平豊間字合磯209番48
　地積　17㎡
⑵　福島県いわき市平豊間字兎渡路118番１
　地積　79㎡
　福島県いわき市平豊間字兎渡路118番２
　地積　56㎡

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福島県知事に審査請求をすることができます。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内にいわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記の１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内にいわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表とする者は、いわき市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、使用収益停止通知書及び使用収益停止図は掲載を省略し、福島県いわき市平字梅本21番地のいわき市役所都市復興推進課事務所内で閲覧できます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日
仙台市青葉区西花苑二丁目五番七号
代表清算人　株式会社朝日屋
石川　愛美

解散公告

当社は、平成二十六年十二月五日開催の株主総会の決議により平成二十六年十二月十二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日
茨城県かすみがうら市下稲吉二五九八番地八
清算有限会社山久工業
矢口　久雄

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日
栃木県宇都宮市竹林町五〇六番地一
有限会社ワンダーランド
清算人　林　　敦

解散公告

当社は、平成二十六年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日
さいたま市北区大成町四丁目八〇番地一
株式会社アキタカ
代表清算人　吉富　節子

解散公告

当社は、平成二十六年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目八番二号
KF1株式会社
代表清算人　籐藤　一美

解散公告

当社は、平成二十六年十二月十九日の株主総会の決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日
東京都港区三田一丁目三番三九号七F
株式会社全
代表清算人　安達　大悟

解散公告

当社は、平成二十六年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日
東京都世田谷区奥沢三丁目四七番八号
有限会社江口屋
清算人　江口　正市

解散公告

当社は、平成二十六年十二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日
東京都品川区東品川三丁目三二番三四号
稲毛海岸住宅ＰＦ１株式会社
代表清算人　森内　清実

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十六年十一月三十日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目八番二二号
KF1株式会社
代表清算人　籐藤　一美